

第 370 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 12 日 15 時 00 分～16 時 35 分
2. 開催場所 対馬振興局別館 4 階第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 3 月 5 日
4. 告示年月日 令和 3 年 3 月 5 日
5. 出席者
(委 員) 阿比留和秀、長谷川洋藏、水主川澄男、小田一八、荒川敏久、
部原政夫、川本治源、山田明
(事務局) 森川事務局長、伊藤事務局次長、永井係長
(県) 漁業振興課資源管理班 市山係長、山口主任主事、石田主任技師
対馬振興局水産課 辻主事
6. 欠席者 船津博也、山口敦子
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請に
ついて
第 2 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて (諮問)
第 4 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4
の別に定める「くろまぐろ」の策定について (協議)
第 5 号議案 長崎県資源管理指針の変更について
第 6 号議案 対馬海区漁業調整委員会規程の一部改正について
第 7 号議案 対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一
部改正について
第 8 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示の一部改正について

9. その他

10. 議事

(15 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 370 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、
部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、船津委員、山口委員から欠席の連絡があっております。定員 10 名
中、8 名の出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、
漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告
いたします。

また本日は、第 2～5 号議案において説明をするため、漁業振興課から担
当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

漁業振興課資源管理班 市山係長 でございます。

〃 山口主任主事 でございます。

〃 石田主任技師 でございます。

会 長

それでは、これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「水主川委員」と「川本委員」にお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第1号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について
第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）
第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
第4号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）
第5号議案 長崎県資源管理指針の変更について
第6号議案 対馬海区漁業調整委員会規程の一部改正について
第7号議案 対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
第8号議案 対馬海区漁業調整委員会指示の一部改正について
となっております。

会 長

それでは、第1号議案「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

対馬海域アマダイ資源回復計画作成協議会から要請書がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。

（要請書朗読）

（概要説明）

- ・現在発出されている委員会指示と同じ内容での継続発出の要請。
- ・現行指示からの変更は、期日の部分の変更のみ。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

荒川委員

委員会指示については異論ないんですけども、県外漁業者に対する指導についてどのように行っているかについて教えてください。

事務局

県外漁業者につきましては、山口県、福岡県、佐賀県のアマダイ延縄漁業をされている方に集まってもらい、その場に長崎県の漁業代表者、漁連の方、行政に集まってもらい、長崎県でアマダイ資源回復計画に取り組んでいること、そしてアマダイ委員会指示を発出するのでご協力の程お願いしますという説明会を毎年開いております。ただ、今年はコロナで会議が開けませんでしたので、書面で会議を開催して、資源回復計画及び委員会指示の継続について説明をしているところでございます。

漁業振興課

漁業振興課の市山です。今、書面会議を先ほど申しました関係機関の方に

お願いしております、先ほど事務局から3月23日に委員会指示を发出する予定と言いましたが、その前を目処に書面で同意をいただくようにして事務を進めているところでございます。他県の関係漁業者への説明については、先ほど言いました委員会指示への協力とともに漁業者間の操業申し合わせ事項としてきちっと整理して引き続き協力を確認しております、また、この中で対馬海域で操業される方は船名や隻数を教えていただきたいと、また、トラブル防止のため船間連絡表をリバイスしてください、ということを書面による協議の中で申し述べているところでございます。

荒川委員 今回のコロナ騒動で難しいところもあると思いますけれどもどうぞよろしくをお願いします。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

小田委員 はい、ありません。

会 長 ご意見等もないようですので、第1号議案「対馬海域あまだい資源管理にかかる委員会指示发出の要請について」は、指示原案どおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第1号議案については、指示原案により、委員会指示を発動することに決定します。

会 長 続きまして、第2号議案から第4号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。

(諮問文(第2号議案、第3号議案)、協議文(第4号議案)朗読)

なお、内容については漁業振興課の担当が説明いたします。

漁業振興課 (概要説明)

令和3年4月からTAC管理が始まるするめいか、くろまぐろについて説明。

①するめいかについて

- ・長崎県の漁獲可能量は現行水準。また、漁獲可能量以外に漁獲努力量の上限を19,000隻として管理。
- ・するめいかの全国の漁獲可能量は、暫定的に前管理期間と同じ57,000トン。また、配分シェアは令和4年度から見直す。

②くろまぐろについて

- ・資源評価結果を踏まえ、WCPFCで日本は増枠要求を行ったが増枠には至らず、我が国の第7管理期間の管理量は今期と同量(小型魚4,007トン、大型魚4,882トン)となった。

- ・特例措置 繰越ルール：今期同様、来期も 17%を上限に繰り越し可能
小型魚から大型魚への振り替えが可能
- ・第 6 管理期間に台湾から委譲のあった大型魚 300 トンについては、第 7 管理期間は無いとのこと。
- ・長崎県の漁獲可能量（当初） 小型魚 657.100 トン
大型魚 158.300 トン
- ・第 7 管理期間長崎県クロマグロ資源管理方針（案）については、2月 26 日に開催した長崎県海区漁協長会会長会で承認済み。内容については、第 6 管理期間の方針とほぼ同じであるが、海区間の融通について県が積極的に仲介・調整を行う旨の規定を追加。
- ・対馬海区の漁獲可能量（当初） 小型魚（漁船）328.223 トン
（定置）11.936 トン
大型魚（漁船）4.930 トン
（定置）11.950 トン

会 長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

小田委員 TACについてですが、台湾から譲渡があったとのことですが、二国間だけで融通しあうというのはよろしいのでしょうか。

漁業振興課 台湾からの委譲については、国対国の交渉事によって昨年成り立っているというふうに聞いております。その内容についても、どういうやりとりの中で、バーターと言いましょか、これが成り立ったかということは国は一切申しません。ただ、結果として当然、台湾から 300 トン来るということは、我が国も何かしらの用意をしていたものと思います。来期については、水産庁からの声を聞いておりますと、台湾内の事情もございまして、交渉事の土台にはそもそも載せられなかったと聞いております。

小田委員 何か国もある中で、そういう取組をするわけですね。他の国がどう思うんですかね。連合海区漁業調整委員会に行ってもこのことを話すわけですね。あまり良い事ではないと思います。みんなで決めた後に二国間だけでやりとりするのは不自然だと思います。県のあなた方に言うべきことではなく、水産庁に言うべきことなんですけどね。そこら辺がおかしいなと思って発言しました。以上です。

荒川委員 もう一点、聞いてよろしいでしょうか。
資料の 54～55 ページで、去年は前年の未利用分の繰り越しが加わっていて国の留保枠からの追加配分があったということですが、来年はその数字が入っていないのですが、見込みが無い、繰り越しが無い、ということでしょうか。

漁業振興課 先ほど 54 ページのご説明をしなかったのですが、国から最初の 4 月 1 日付けでくる当初配分につきましては、小型魚 657.1 トン、大型魚 158.3 トンなのですが、これは今期の 4 月 1 日付けの当初配分とも一緒です。ここに先ほど申しましたように、今期は未利用分の追加配分であるとか、大型魚については台湾からの委譲分の実績割による配分があつて、その結果、6 月 30 日

付けの最終的な配分枠が新旧対照表の右側にあります数字となります。ですので、新旧対照表としては当初配分の数量を並べている形ではなくて、今現在の枠配分と、翌期4月1日付けからの当初配分となっています。

荒川委員

対照表の見方を間違っていたようでした。理解できました。

会 長

ほかにご意見ございませんか。

ご意見等ないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員

（異議なし）

会 長

ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員

（異議なし）

会 長

ご異議ないようですので、第3号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

第4号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）」は、原案のとおり策定して差し支えない旨、回答することによろしいですか。

委 員

（異議なし）

会 長

ご異議ないようですので、第4号議案については、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定します。

会 長

続きまして、第5号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から依頼文がきておりますので、朗読させていただきます。

（依頼文朗読）

なお、内容については、漁業振興課の担当が説明いたします。

漁業振興課

（概要説明）

- ・漁業法の改正に伴い、資源管理指針はTAC計画と併せて資源管理方針に移行することになるが、令和5年までは平行して存在。
- ・最新の資源評価結果や漁獲統計値を用いて、資源や漁獲の状況について

て変更。

- ・サザエの漁獲量が「増加」から「減少」になったことから、管理目標を「維持」から「回復」に変更。
- ・イワシ類の漁法に「敷網漁業」を追加。
- ・漁業調整委員会で承認を得た後、国に変更申請を行い、3月末に指針を変更予定。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。ご意見等ないようですので、第5号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第5号議案は原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。

会 長 続きまして、第6号議案「対馬海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 (概要説明)

- ・令和2年12月1日で、改正漁業法が施行されており、これに対応するための一部改正を行うもの。
- ・具体的には、漁業法145条第4項で、委員会議事録をインターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければならないとされたことから、第6条議事録の規定に、第3項を新設し、議事録を県が運営するホームページに載せて公表する旨を追加。
- ・これに伴い、旧規程第9条の縦覧に関する規定を削除。
- ・また、海区漁業調整委員会から互選される連合海区委員の任期について、明確にするため、第9条連合海区の規定に、第2項を新設。
- ・併せて、旧規程第11条第3項の事務局調整係に関する規定については、現在実態がないため、今回の改正に併せ削除。
- ・会長及び会長職務代理者の任期の規定を追加。
- ・施行日は、本来改正漁業法施行日までに改正しておくべきであり、後追いとなるが、令和2年12月1日としていただきたい旨を依頼。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員 今回の改正により、県の漁業調整委員会の規程とほぼ合致するようになったのですか。

事務局 はい、4海区の漁業調整委員会の規程がありますが、同じように改正しております。

水主川委員 はい、分かりました。

会 長

他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第6号議案「対馬海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第6号議案は原案どおり改正することに決定します。
なお、改正日は、改正漁業法の施行日である令和2年12月1日とします。

会 長

続きまして、第7号議案「対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

(概要説明)

- ・令和2年12月1日で、改正漁業法が施行されており、これに対応するための一部改正を行うもの。
- ・基本的には、条ずれの整理となるが、大きく変更する部分として、規程の第8条の根拠としていた漁業法第34条第7項の記載（海区漁業調整委員会に対し、…資料の閲覧を求めることができる）が、法改正後に第89条第6項で「都道府県知事に対し、…資料の閲覧を求めることができる」と変更されたため、委員会に対して資料の閲覧を求められる手続きが想定されなくなったことから、この条項を削除。
- ・その他、文言の軽微修正を、水産庁ひな形に併せて整理。
- ・施行日は、本来改正漁業法施行日までに改正しておくべきであり、後追いとなるが、令和2年12月1日としていただきたい旨を依頼。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

小田委員

ありません。

会 長

ご意見等ないようですので、第7号議案「対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第7号議案は原案どおり改正することに決定します。
なお、改正日は、改正漁業法の施行日である令和2年12月1日とします。

会 長

続きまして、第8号議案「対馬海区漁業調整委員会指示の一部改正について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

(概要説明)

- ・令和2年11月20日の長崎県漁業調整規則（以下、規則という）の改正に伴い令和元年対馬海域漁業調整委員会指示第2号に記載の規則の条にずれが発生していること、また令和2年12月1日施行の漁業法の改正に伴う条ずれも発生しているため、一部改正を行うもの。
- ・なお、漁業法のみ記載されている他の委員会指示については、漁業法等の一部を改正する等の法律第二十九条（処分等の効力）の規定により、改正前の法律の規定によってした行為であって、改正後の法律に相当の規定があるものは、改正後の法律の相当の規定によってしたものとみなすことが出来ることとなっているため、改正は不要。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

山田委員

ありません。

会 長

ご意見等ないようですので、第8号議案「対馬海区漁業調整委員会指示の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第8号議案は原案どおり改正することに決定します。

会 長

以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。

会 長

委員の皆様、県から何かございませんか。
何もないようですので、以上をもちまして、第370回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

(16時35分 終了)